# 相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会設置条例

平成 26 年 12 月 1 日 条 例 第 2 号

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第14条第3項の規定に基づき、相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委 員会」という。)の附属機関として、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員 会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

# (所掌事項)

- 第2条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関する重要事項を審議し、 及びこれに関し必要と認める事項を教育委員会に提言すること。
- 2 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめに関し必要な事項を調査・審議する。
- 3 前二項に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要な事項に関する こと。

#### (組織)

- 第3条 対策委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 心理に関する資格を有する者
- (3) 福祉に関する資格を有する者
- (4) 警察関係者
- (5) 弁護士
- (6) 医師
- (7) 相楽東部広域連合立小学校及び中学校の保護者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合におい

- て、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

# (委員長及び副委員長)

- 第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委 員長の決するところによる。

# (意見聴取等)

第7条 対策委員会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

# (庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。